

吹田民主商工会

# いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6383-8160  
http://www.suita-minsyou.com  
main@suita-minsyou.com

## 衆院総選挙を要求実現の選挙に

今年10月21日の衆議院の任期満了が迫り、総選挙が間近になっていきます。前哨戦といわれた東京都議選では、立憲・共産などの野党は共闘の成果もあり議席を伸ばしました。今月22日に投票が行われた菅首相の地盤でもある横浜市の市長選では、立憲が推薦し共産・社民が自主支援を行った山中氏が勝利し、自民・公明が実質で支援した候補者を破りました。コロナ危機のさなか、多くの国民が感染と生活に不安を抱える中、東京五輪・パラリンピックの開催を強行し、感染対策をなおざりにしたことへの審判です。自民党の総裁選が迫る中でいつ解散総選挙になってもおかしくありません。私たちの要求実現のためにも市民と野党の共闘を成功させる必要があります。

## この解散総選挙で消費税減税・インボイス中止を要求に

私たち中小業者にとつて目下の課題は消費税です。いまこのコロナ禍で世界の62の国と地域で生活支援の政策として消費税にあたる付加価値税の減税が行われています。日本では政党としては自民・公明が減税に反対の姿勢を示しています。しかし国会議員では約半数の48%が減税を求めています。これは政党としては反対していますが、自民党内からもいまは減税が必要とする議員がいるためです。これに確信を持ち消費税減税の声を強くしていきます。さらに迫っているのはインボイス制度です。10月から適格請求書発行事業者の登録申請が始まります。特に建設・製造などの業種で親会社から届出を迫る動きが始まると思えます。売上1千万円以下の事業者の多くは生業層です。少ない売上・利益から消費税納税の負担は困難です。その前にこの選挙で制度の危険性を多くの中小業者、特に小規模事業者に知らせなければなりません。この制度は民商・全商連だけでなく、日本商工会議所や日本税理士会連合会も中止・延期を求める要望を上げています。大阪の民商ではこの8月から消費税の新しい署名活動を始めています。署名を集めて対話しインボイス中止の世論を広げましょう。

## コロナ対策優先の政治を

今年に入って緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の発出が続いています。もう1年のうち3分の2が過ぎようとしています。大阪では発出されていなかった期間はひと月もありません。飲食店などでは協力が支給されています。ですが、規模によっては不十分との声もあがっています。会員からは夜の居酒屋営業ができないなか、雇用を維持するためパートさんに無理して昼の勤務をあてて給与を保障しているという方もいます。スナックやパブなどではカラオケが使用できないため、休業が長期間になり常連の客離れが心配されています。

飲食店以外の業種でも深刻です。影響をうけて売上が大幅に減少していても受けられる国からの直接給付は一時支援金・月次支援金だけです。現在行われている月次支援金では1か月当たり個人で10万円、法人で20万円しか給付

されません。手続きもなりすまし対策で求められる「事前確認」は、認証をしてもらう登録確認機関を探して経営難の業者のさらなる苦難となっています。総選挙では第2弾の持続化給付金と家賃支援給付金を求めていきましょう。

## 市民と野党の共闘の二丁目一番地は立憲主義の回復

約1年前、菅首相は自民党総裁選で安倍政権の継承を掲げていました。その安倍政権で強行成立したのが秘密保護法、戦争法（安保法制）、共謀罪です。これらの立憲主義を踏みこじる法律を廃止させなければなりません。さらに与党・自民党は名文改憲を目指していますが、国民・中小業者のくらしと経営を守るためにも絶対に許すわけにはいきません。この総選挙で憲法がくらしに活きる政治を取り戻しましょう。

## なんでも消費税はほんとにおかしい

消費税廃止吹田連絡会の月例の宣伝行動を8月24日に旭町商店街のスクランブル交差点で行いました。参加者は民商、新日本婦人の会、消費税をなくす会から11名が参加しました。なくす会からは大阪の会から2名の方が参加しました。ビラ配布とマイク宣伝を中心に取り組みました。ビラを受け取った高齢の女性は「昔みたいに贅沢なものだけ税金をかければいいのに。なんでも税金が上乘せされてほんとに厳しい。使い方も納得できない」とお話しいただきました。



## 第7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金

申請受付が始まりました。審査の都合によりオンライン申請が推奨されていますが、郵送申請も可能です。（詳細は裏面のパンフレット参照）申請書が必要な方には民商事務所でも準備していますのでお越しくください。対象期間が8月31日までとされていますが、期間満了を待たずに予定でも申請することができます。

（申請期間） 8月16日（月）～9月27日（月）

（対象期間） 6月21日（月）～8月31日（火） へ72日間

① 6月21日（月）～7月11日（日） へ21日間、

（まん延防止等重点措置期間 カラオケ使用施設の休業要請 飲食店等の酒類提供はゴールドステッカー認証施設で1グループ2名までの期間）

② 7月12日（月）～8月1日（日） へ21日間、

（まん延防止等重点措置期間 カラオケ使用施設の休業要請 飲食店等の酒類提供はゴールドステッカー認証施設で1グループ4名までの期間）

③ 8月2日（月）～8月31日（火） へ30日間

（緊急事態宣言期間 酒類提供・カラオケ使用施設の休業要請）

の各期間のみの申請も可能です

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共闘！